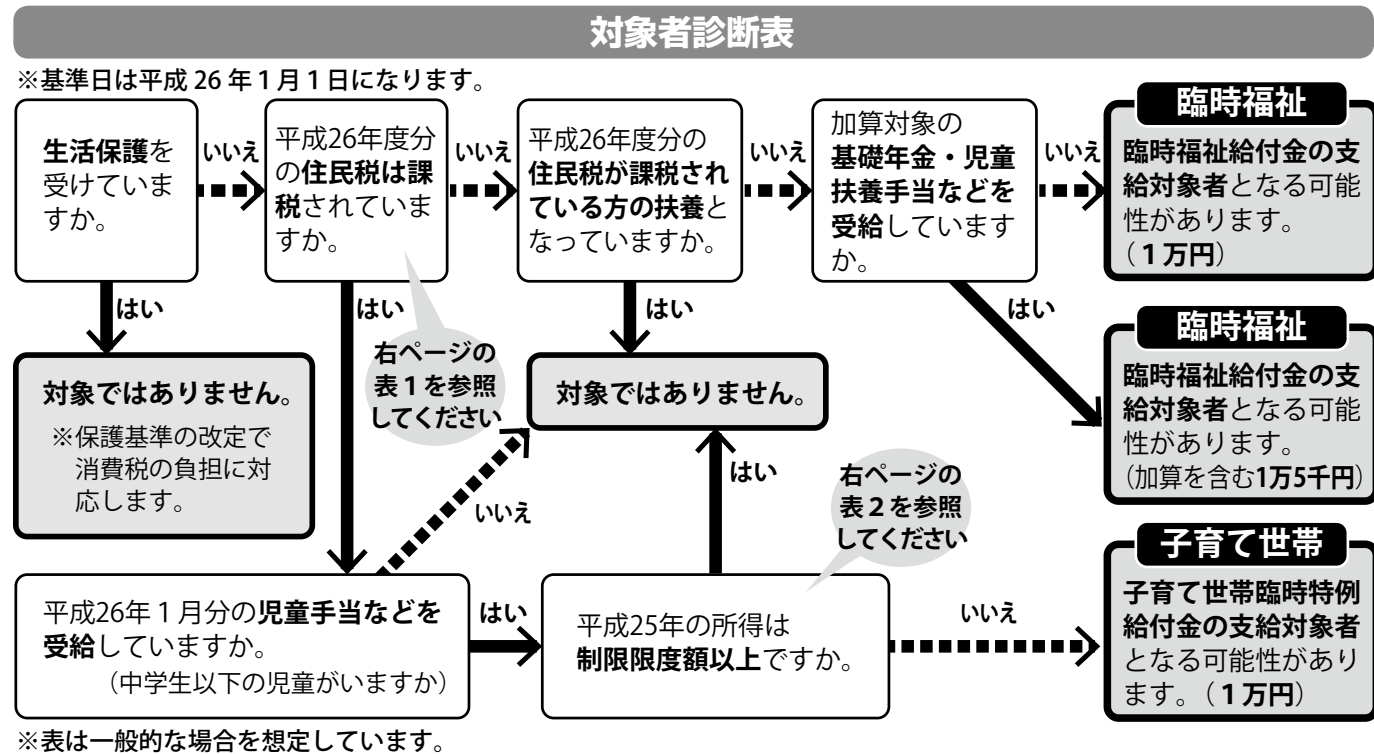




給付金の申請方法と受取方法

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を受け取るためには**申請**が必要です。給付金の支給対象と思われる方には、**6月下旬に送付**される申請書などを返信用封筒で返信ください。公務員の方は、勤務先から交付される申請書および児童手当受給状況証明書を添えて申請してください。

- 申請期間** 7月1日(火)～10月1日(木)
※7月1日(火)から31日(木)まで(土日・祝日除く)の1カ月間は、20：00まで夜間受付窓口を設置します。
- 申請方法** お手元に届いた申請書に**申請者本人であると確認できる書類**(運転免許証や健康保険証、住民基本台帳カード、身体障がい者手帳などの写し)と**振込指定口座が確認できる書類**(金融機関名や口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し)を添え、返信用封筒で返送ください。なお、来庁による申請は、市役所1階に設置する受付窓口で受け付けます。
※「子育て世帯臨時特例給付金」は、児童手当の受取口座を指定する場合には、これらの確認書類は不要です。
- 受取方法** 市が審査を行い、支給対象者には指定された口座に給付金を振り込みます。
- その他** 昨年の所得について未申告の方は、対象(非課税者)となるか判断できない場合がありますので、申告をお願いします。

下記の点にご注意ください

- ☞申請先は、**基準日(平成26年1月1日)**において住民登録がある市町村となります。
- ☞受け取ることができるのは「**いずれか1つの給付金**」です。
- ☞**DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童**などで、他の市町村から住民票を移さずに留萌市にお住まいの方については、**留萌市で申請を受け付けることができる場合があります**のでご相談ください。
- ☞**老齢基礎年金**など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当などの請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日(木)までに請求の手続きを行っていただく必要があります。

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- ❖市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。
- ❖ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- ❖ご自宅や職場などに不審な電話や郵便が届いたら、迷わず留萌市役所や警察署にご連絡ください。

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

お知らせします 2つの給付金



4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方や、子育て世代への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、「**臨時福祉給付金**」および「**子育て世帯臨時特例給付金**」を給付することになりました。

臨時福祉給付金 ■お問い合わせは 社会福祉課へ 消費税率の引き上げに際し、所得の低い方への影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として実施します。

- 支給対象者** 平成26年度分の住民税が課税されていない方
ただし、課税されている方の扶養となっている場合や生活保護受給者である場合などは除きます。
- 支給額** 1人につき10,000円(下記の加算対象者は1人につき、5,000円を加算)
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者 ※1
・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者 ※2
※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
※2 平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

●**表1** 住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額) ※夫もしくは妻いずれか一人の収入の場合

給与収入の方		年金収入の方	
区分	非課税限度額目安(給与収入ベース)	区分	非課税限度額目安(年金収入ベース)
単身	93万円以下	単身 65歳以上	148万円以下
夫婦	137.8万円以下	単身 65歳未満	98万円以下
夫婦と子1人	168.4万円以下	夫婦 65歳以上	192.8万円以下
夫婦と子2人	210万円以下	夫婦 65歳未満	147万円以下

子育て世帯臨時特例給付金 ■お問い合わせは 教育委員会こども課へ 消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えから、臨時的な給付措置として実施します。

- 支給対象者** 下記のどちらの要件も満たす方
①平成26年1月分の児童手当、特例給付※の受給者
②平成25年の所得が、児童手当の所得制限限度額未満の方(表2の限度額目安未満かどうか)
※特例給付とは、所得が高額な方に、児童1人につき月額5,000円を支給しているものです。
- 対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当、特例給付の対象となる児童
ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる世帯や生活保護の受給者となっている世帯などは除きます。

- 支給額** 対象児童1人につき10,000円
- 表2** 児童手当の所得制限限度額

区分(扶養親族などの数)	限度額目安(給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦と子1人(2人)	917.8万円
夫婦と子2人(3人)	960万円